

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 29 年度から令和元年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和元年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 14 項）、平成 29 年度及び平成 30 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 104 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 86 件で、改善率にして 82.7%（昨年度は 80.3%、一昨年度は 78.4%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるとともに、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分		確認対象件数			措置等の状況				
		30 年度	元年度	2 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他 ※
元年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関		71	64	6	1		
		出資法人等		22	20	2			
		小計		93	84	8	1		
	重点行政監査 (間接補助金)		2	2					
	計		95	86	(90.5%)	(8.4%)	(1.1%)		
30 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関	52	6		5		1	
		出資法人等	3	0					
		小計	55	6		5		1	
	重点行政監査 (指定管理者制度)	5	1					1	
	計	60	7		(71.4%)		(28.6%)		2
29 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関	65	9	1	1			
		出資法人等	10	1	0				
		小計	75	10	1	1			
	テーマ監査 (団体等への監査・検査)	5	4	1	1				
	計	80	14	2	(100.0%)				
合計				104	86	(82.7%)	(14.4%)	(1.0%)	(1.9%)
					15		1	2	

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

なお、定例監査の指摘・改善事項の改善率は、令和元年度監査分が 90.3%、平成 30 年度監査分が 88.9%、平成 29 年度監査分が 98.6%となっている。

年度	指摘・改善事項 件数 A	確認対象外 件数 B ※	確認対象件数 C (A-B)	改善済件数 D			改善率 (D/C)	
				年度				
				30	元	2		
元	93	0	93		84	84	90.3%	
30	55	1	54	48	0	48	88.9%	
29	75	5	70	64	5	0	69	98.6%

※次年度の監査で改善状況を確認する等により、フォローアップの対象としない事項。

2 改善が図られた主な事項

(1) 契約事務に係る不適正な事項について（令和元年度定例監査）

消防用設備保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備について記載した特記仕様書が実際の種類や数量と相違しているものが多数見受けられたが、原因の分析を行うとともに、現物確認に基づく仕様書の作成や組織でのチェック体制の強化等による再発防止策が講じられ、適正な事務処理の徹底が図られた。（総務局，健康福祉局，農林水産局，土木建築局，教育委員会事務局，警察本部）

(2) 諸手当の認定等に係る不適正な事項について（令和元年度定例監査）

扶養・通勤・住居手当において、認定額や確認すべき事項の漏れについて、原因の分析を行うとともに、組織的なチェック体制の強化等を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局，教育委員会事務局）

(3) 間接補助金等に係る不適正な事務処理について（令和元年度重点行政監査）

補助金執行事務において、補助金交付決定手続が遅延していたケースについては、事業の進捗管理を徹底することにより、適正な事務処理が行われるよう改善が図られた。また、事業実績報告書の実行経費欄に実際に要した経費が記載されていなかったケースについては、実額を記載するよう改められた。（健康福祉局，農林水産局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

県立広島病院の医業未収金等の縮減について（令和元年度定例監査）

県立広島病院の長期未収金については、その縮減に向けて取組が進められているが、依然として多額であることから、未収金の解消に向けた取組をより一層強化するとともに、未収金の新規発生を防止する対策を講じる必要がある。（病院事業局）